

議 第 9 0 号

下水道条例の一部を改正する条例の制定について

本市下水道条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2 0 2 5 年）9 月 5 日提出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市下水道条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市下水道条例（平成 7 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第 7 条第 2 項中「西山処理区」を「石地処理区」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県柏崎市下水道条例（平成7年3月23日条例第18号）

改正後		改正前
(排水設備等の工事の実施)		(排水設備等の工事の実施)
第5条 排水設備等の新設等の工事は、管理者が指定した者（以下「排水設備等指定工事業者」という。）でなければ行つてはならない。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u>		第5条 排水設備等の新設等の工事は、管理者が指定した者（以下「排水設備等指定工事業者」という。）でなければ行つてはならない。
2 (略)		2 (略)
(公共ますの設置等)		(公共ますの設置等)
第7条 (略)		第7条 (略)
2 <u>石地処理区</u> においては、管理者が設置する取付管、公共ます等の工事に要する費用の15パーセントを、当該工事を必要とした原因者の負担とする。この場合において、その費用は一括徴収するものとし、納期は納入通知書を発行した日の翌日から起算して20日以内とする。		2 <u>西山処理区</u> においては、管理者が設置する取付管、公共ます等の工事に要する費用の15パーセントを、当該工事を必要とした原因者の負担とする。この場合において、その費用は一括徴収するものとし、納期は納入通知書を発行した日の翌日から起算して20日以内とする。
3～5 (略)		3～5 (略)